

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成 28 年度岩国市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 7 号 平成 29 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 2 号 平成 28 年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 平成 28 年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 4 号 平成 28 年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 9 号 平成 29 年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 10 号 平成 29 年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第 11 号 平成 29 年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第 22 号 平成 29 年度岩国市病院事業会計予算

議案第 29 号 岩国市心身障害者デイケアハウス条例の一部を改正する条例

議案第 30 号 岩国市放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例

議案第 31 号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 32 号 岩国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 40 号 財産の無償貸付けについて

議案第 42 号 指定管理者の指定について

議案第 43 号 指定管理者の指定について

議案第 44 号 指定管理者の指定について

議案第 45 号 指定管理者の指定について

議案第 46 号 指定管理者の指定について

議案第 47 号 指定管理者の指定について

議案第 48 号 指定管理者の指定について

議案第 49 号 指定管理者の指定について

議案第 50 号 指定管理者の指定について

議案第 51 号 指定管理者の指定について

議案第 54 号 指定管理者の指定について

議案第 61 号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

以上 24 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 7 号 平成 29 年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、民生費の老人福祉費に関し、委員中から、高齢者社会福祉施設整備資金借入金償還元利補助金を支出するに至った経緯とこれまでに支出した額について質疑があり、当局より、国において高齢化社会に対応するために社会福祉施設の整備等を早急に進める計画、いわゆるゴールドプランが策定されたことを受け、当時、市においても社会福祉施設の整

備を進めるため、社会福祉法人に対し、施設整備に係る借入金の償還に対する補助を行ったもので、現在までそれが継続している。対象の施設は、かなえ、緑風荘、ヴィラ本郷、つづの里などで、これまでの補助額は、各施設の償還開始時期から平成27年度までの決算で、かなえについては元金分が約1億3,900万円、利息分が約1,600万円、緑風荘については元金分が約1億1,400万円、利息分が約1,500万円、ヴィラ本郷については元利分合わせて508万円、つづの里については元金分が約6,300万円、利息分が約2,000万円となっている、との答弁がありました。これを受けて委員中から、現状では特定の社会福祉法人に対して市が補助を続けている形となっており、公平性の観点からも問題があるのではないかと、との質疑があり、当局より、当該補助金は、法人を募集した際の条件の1つであるが、介護保険制度が施行された際、見直しを行うべきであったと考える。今後は、社会福祉法人の社会貢献活動の義務化や余裕財産の再投下といった時代の要請もあること、並びに公平性の観点からも、補助金の見直しについて、法人への働きかけを行ってまいりたい、との答弁がありました。

次に、民生費の児童福祉費の病児保育事業に関し、委員中から、平成28年度に比べ大幅に予算が増額されているが、これは受け入れ体制の強化を意味しているのか、との質疑があり、当局より、現在、1施設のみで受け入れを行っている状況であるが、インフルエンザの流行期などには受け入れをお断りすることもあることから、既存のものとは別の1カ所で事業を行う方向で調整を行っており、それに係る委託料を予算計上させていただくものである、との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。